

熱 監 第 36 号

令和 3 年 3 月 1 7 日

熱海市長 齊 藤 栄 様

熱海市監査委員 山 田 義 廣

熱海市監査委員 杉 山 利 勝

令和 2 年度 財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査。

なお、本監査は熱海市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の対象及び実施日

団 体 名	所 管 課	補 助 金 額
熱海国際交流協会	生涯学習課	1,000,000 円
特定非営利活動法人熱海市体育協会	健康づくり課	2,380,000 円

監査実施日 令和2年11月9日（月）

3 監査の範囲

令和元年度の財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況。

4 監査の着眼点 監査にあたっては、次の項目を主眼点とした。

- (1) 財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。
- (2) 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。
- (3) 補助金の経費が適正になされているか。

5 監査の実施方法

監査の実施にあたっては、財政援助団体に対し補助金等交付申請書、実績報告書等の関係書類の提出を求め、関係職員より説明を聴取し、当該補助金が交付目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、財務に関する事務の執行について監査を実施した。

第2 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。

補助金等交付団体監査結果

1 監査対象団体及び事業概要

監査対象団体：熱海国際交流協会

熱海国際交流協会は、広く熱海市民の国際的な視野と感覚を高め、多くの国の人々との交流を通じて、相互の理解と友好親善を深め、もって世界平和と繁栄に寄与することを目的として設立された団体である。

令和元年度の主な事業として、英語教室、中国語教室、韓国語教室、市内在住の外国籍住民に対して行う日本語教室を開催し、また、互いの文化を理解し交流を深める国際理解講座や、ペルーの学校に楽器を送り教育支援を行った。

2 市との関係及びその概要について

市は、「熱海国際交流協会」の運営に対し、令和元年度に下記の補助金を支出している。

ア. 補助金の名称、補助金額等

補助金等の名称	事業費総額(A)	補助金額(B)	割合 B/A
熱海国際交流協会運営補助金	3,900,000 円	1,000,000 円	25.6%

イ. 事業の目的

熱海市民の国際的な視野と感覚を高め、多くの国の人々との交流を通じて相互理解と友好親善を深め、支援を必要としている国に教育支援を行うこと等を目的とし運営している。

ウ. 根拠法令等

「熱海市補助金等交付規則」（昭和39年11月19日施行）

3 監査の結果

財政援助にかかる収入支出事務については、補助金等交付の目的に沿って、概ね適正に執行されていると認められた。また、所管課の団体に対する指導監督及び関連事務の執行について

は、概ね適切であったと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に口頭で是正を求めたところであるが、これらの事項については、速やかに対処されたい。

【指摘事項】 なし

補助金等交付団体監査結果

1 監査対象団体及び事業概要

監査対象団体：特定非営利活動法人熱海市体育協会

特定非営利活動法人熱海市体育協会は、熱海市民の健康増進・体力向上及びスポーツの普及振興と青少年の健全育成を図り、魅力ある地域の創造と活性化に寄与することを目的として設立された団体である。

令和元年度の主な事業として、第 72 回初島・熱海間団体競泳大会、第 20 回静岡県市町対抗駅伝競走大会等の委託事業をはじめ、スポーツ祭及びスポーツ教室等の開催や、熱海市民のスポーツの振興及び選手の育成強化を図るため、選手の大会出場及び遠征に伴う費用の一部を補助する「スポーツ選手育成強化補助金」を交付している。また、ReTASProject 共同事業体の主団体として、小山臨海公園施設について指定管理業務を受けており、市民の健康増進・体力向上及び普及振興等を担っている。

2 市との関係及びその概要について

市は、「特定非営利活動法人熱海市体育協会」の運営に対し、令和元年度に下記の補助金を支出している。

ア. 補助金の名称、補助金額等

補助金等の名称	事業費総額(A)	補助金額(B)	割合 B/A
特定非営利活動法人熱海市体育協会運営費補助金	33,092,856 円	2,380,000 円	7.2%

イ. 事業の目的

熱海市民の健康増進・体力向上及びスポーツの普及振興と青少年の健全育成を図ること等を目的に運営している。

ウ. 根拠法令等

「熱海市補助金等交付規則」（昭和 39 年 11 月 19 日施行）

3 監査の結果

財政援助にかかる収入支出事務について、法令等の規定または制度の運用面等から改善を求める指摘事項は次のとおりである。適切な対応を検討され、しかるべき措置を講じられたい。

【指摘事項】

(1) 特定非営利活動法人熱海市体育協会に関する事項

- ・特定非営利活動法人熱海市体育協会から提出された、補助事業実績報告書の添付書類において、各種帳簿等の数値と符合しないものや、支出科目区分の錯誤や経費の計上等に誤りが散見された。
- ・補助の対象となる費目や、金額の算定根拠等が明示されていないため、補助対象経費の明確化を図るとともに、事業目的に沿って補助金が適正に使用されているか確認できるよう改めていただきたい。
- ・令和元年度の収支決算書を確認したところ、特定非営利活動法人熱海市体育協会運営補助金の額に、前年度の「スポーツ選手育成強化補助金」収入分が含まれていた。令和元年度に活動した収支決算に、平成30年度分を含むことは誤りである。

については、今回の監査を契機に、指摘事項を真摯に受け止め、補助事業に係る支払いが適正に行われているか確認できるよう、事業ごとに会計帳簿を整備し、補助事業に係る予算執行の透明性を確保し、不適切な事務処理が生じないように組織を挙げてしっかりとした事務処理体制を構築されるよう改めていただきたい。

(2) 所管部局（担当所管課）：健康福祉部 健康づくり課に関する事項

補助金の交付事務にあたっては、形式化、形骸化しつつある状況が伺われ、補助事業に係る実績報告書の精査や、補助事業の成果や効果の検証が十分に行われていないものと見受けられた。

補助金の財源の多くには市民の税金が使われていることを重く受け止め、補助金の交付事務にあたっては、活動状況を把握し、報告書等の内容を慎重に審査するとともに、補助事業の有効性や必要性、公平性の観点から検証を必ず行っていただきたい。

なお、特定非営利活動法人熱海市体育協会に対し、補助事業に特化した会計帳簿の整備を喫緊の課題とし、団体に対する指導監督について厳正に行われたい。

第3 総括

補助金は、公益上の必要がある事業を行う団体等において認められるものであり、特定の事業の促進・発展を図るために交付するものである。今回の監査では、実績報告書等の誤りが多く散見され補助金の効果や検証が不十分なケースがあった。

補助金の交付を受けた団体は、責任を果たすため、関係書類を適正に作成し、運営状況を明らかにしたものを報告しなければならず、所管課においては、適正な会計処理が行われるよう、指導するとともに、団体に対して実績確認や事業効果の検証・評価を行う必要がある。しかしながら、昨今の補助金の交付状況の中では、長期にわたり特定の団体等に交付することによって、既得権化している傾向にあり、そのため所管課では、補助金の事業実績報告の精査や効果の検証を十分に実施しておらず、また、交付事務の手続きが軽視されがちな問題点が浮き彫りになっていると思われる。

コロナ禍の折、限られた財源の中で、行政需要に的確に対応していくためには、補助金の必要性や金額の妥当性について精査することは必須であり、交付事務については、ルールを定め統一的な運用を図り、個別の補助金交付要綱等の整備をする等の不断の努力をしていくよう強く要望するものである。

なお、今回の監査に該当していない補助金交付事務を所管する部署においても、同様な事例がある可能性は否定できないことから、補助金交付事務について、現状を確認するとともに適切な対応を求めるものである。